

## 小野慈善院に関する史的研究 (第2報)

—同院における児童福祉事業と慈善家小野太三郎について—

北野 与一\*

A Historical Study of ONO-JIZENIN. II. On the Child Welfare Service of ONO-JIZENIN and Philanthropist Tasaburō Ono

Yoichi Kitano

Received October 3, 1992

### I はじめに

育児事業とは、社会事業における児童保護事業に属する一分野であり、「棄児、孤児、其他の貧児並に迷児にして扶養者なきか、又は扶養を受け能はざるものを養育する事業」<sup>1)</sup>である。当然ながら、こうした子どもたちの中には、障害をもつ子どもたちも多く含まれていた。

小野慈善院の育児事業について、「育児を行ふ現在の施設中最も古きは元治元年設立の小野慈善院なる(後略)」<sup>2)</sup>、あるいは「現在育児事業中最も早く設けられたるは、元治元年設立の小野慈善院にして(後略)」<sup>3)</sup>、「わが国の育児事業は元治元年金沢の人小野太三郎氏が貧児を収容し同地に小野慈善院を設置したるを以て嚆矢とし(後略)」<sup>4)</sup>等の報告がなされているように、同院の育児事業は、わが国の育児事業史上高く評価されている。しかしながら、同院における育児事業着手当初の事情を明らかにする資料は、現在のところ見当たらない。同院発足時の状況を記した『小野君慈善録』<sup>5)</sup>によっても、路頭に迷っていた母子を救養した事例や、15歳未満のものに対する食料、副食代、湯浴料、食器、衣服等の供与に関してのきまりが存在し、読み書き、そろばんを指導したことなど、育児事業に係わる若干の資料が見られる程度である。なお、横山源之助は、『日本の下層社会』<sup>6)</sup>の中で、明治30(1897)年頃の同院における育児状況の一端を報告している。小野収容所は、明治38(1905)年8月に小野慈善院となり、翌年財団法人として認可される。同院の救育実態の詳細は、法人化されたこの頃からほぼ明らかとなる。

著者は、日本特殊教育学会第24回大会にて「同院の救育実態について」<sup>7)</sup>、また、同学会第27回大会では、「孤児・障害児に対する教育的寄与について」<sup>8)</sup>を報告し、『北陸大学紀要』(第

\*教養部

Faculty of General Education

13号)で「石川県における慈善事業の前史を中心に」<sup>9)</sup>を報告した。本稿は、これらの報告に続くものである。

## II 研究目的・方法

本稿は、小野慈善院(小野陽風園)の戦前・戦後における育児事業、主として障害児を中心に、同院の果たした教育的貢献について検討するとともに、創設者小野太三郎の生涯と慈善思想について検討を加えるものである。その検討に当たって、同院(同園)発行の文献資料は勿論のこと、未発表の内部保存資料も重要な史・資料として活用し、また、既刊関連諸文献も参考資料とする。

## III 結果と考察

### 1. 戦前(～1945)の育児事業

#### (1) 院内学校設立(～1916)まで

財団法人として認可された明治39(1906)年の「小野慈善院寄付行為」には、収容された「学齡児童ニハ本県高等尋常小学校ノ規定ニ準拠シ学事ヲ授ク」<sup>10)</sup>(第11条)とあり、また、同40(1907)年に認可された「院務規定」<sup>11)</sup>には、「学舎ヲ設備シ収容ノ学齡児童ヲシテ就学セシム」(第9条)、「教科目及教授並に学級ノ編成ハ本県高等尋常小学校ノ規定ニ準拠ス」(第10条)、「小学校ヲ卒業シ成績優等ニシテ前途学力立身ノ成效ヲ確認シ得ヘキ男児ニ限り其志望ニ依リ上級学校ニ入学セシム」(第11条)等が掲げられている。大正5(1916)年院内に私立学校が設立されるが、その構想は、上記のように、法人化された当初から既に存在していたのである。こうした事情は、学齡児童の教育問題を如何に重視していたかを示すものであり、注目しなければならない。

なお、前述の『日本の下層社会』や『感化救済小観(妙)』<sup>12)</sup>等には、収容された学齡児童に対し、尋常小学校程度の教育が関係者によって指導されているとの報告もあり、院内私立学校の設立時までは、尋常小学校程度の学業を個人の能力に応じて適宜指導していたものと考えられる。

「廢疾不具」と言われた障害者に対しては、次のような規定が見られた。例えば、「老幼不具疾病者等ニ対シテハ常ニ相保護シ水火震災其他異変等非常ノ場合ハ勉メテ避難ニカメ遺憾ナク保護スヘシ」(院務規定、第8条)<sup>13)</sup>、また、「収容者ハ総テ作業及労務ニ従事スヘシ 但疾病不具老幼等ニシテ之ニ堪エル能ハサルモノハ免除スルコトアルヘシ」(小野慈善院内規、第22条)<sup>14)</sup>と定められていた。このように、障害者(児)に対しては、障害の種別や程度に応じた保護(保育)がなされた。実際「白痴者等と雖も適度の労務作業をなさしむる事は極めて肝要なる」こととされ、「身体能力の許す限り(中略)労務作業」が課せられた<sup>15)</sup>。こうした障害者(児)に対する処遇は、同院における経営の変化に関係なく受け継がれていった。

なお、大正5(1916)年頃までの労務作業とは、竹細工、藁細工、摺付木箱張、マニラ麻績、雑役等であった<sup>16)</sup>。

## (2) 院内学校付設時代（1916～1926）

## ① 院内学校の設置

先にも触れたように、院内学校設立の胎動は、同院が法人化されたときから既に見られ、明治の末年には具体化する。明治44（1911）年開催の小野慈善院評議員会で、「幼年者収容に要する建物新築につき協議を遂げし上其予算六千円」<sup>17)</sup>が認められる。大正2（1913）年5月幼年部舎屋が落成し、北国慈恵院の収容児12名全員をも移籍・収容し、学校としての組織化を一步前進させる。

院内学校設置の意図は、「従来収容者を老幼病健の別なく、同一の建物の中に雑居せしめたるが為に弊害を生ずることあり、殊に小児をして瘋癲白痴の者と起居を共にせしむるは、其の影響甚だ大なれば、小児を隔離して別に秩序ある教育を施すの必要」<sup>18)</sup>からであった。大正5（1916）年3月幼年部を学校組織に改組し、私立臥龍尋常小学校を創設したのである。同校は、敷地409坪、建物が平屋建116坪5合で、教室、教員室、保母室、炊事室、浴室、食堂、作業場各1室及び収容室8室からなっていた<sup>19)</sup>。

## ② 在籍児童及び教員の動態

大正5年度から同14年度までの児童及び教員の動態は、「Table 1」に示したとおりである。

Table 1 私立臥龍尋常小学校在籍児童・教員等の動態

大正.年	学年		1	2	3	4	5	6	計	教員	学級
	性										
5	男子		1	5	1	2	2	3	14	1	1
	女子		3	2	5	2	0	0	12	1	
6	男子								(13)	1	1
	女子								(14)	1	
7	男子		3	2	2	4	3	1	15	1	1
	女子		0	2	1	1	2	1	7	1	
8	男子		2	2	2	2	4	3	15	1	1
	女子		2	0	2	1	1	2	8	1	
9	男子		1	1	2	2	2	3	11	1	1
	女子		3	1	0	2	1	1	8	1	
10	男子		1	1	1	2	2	2	9	1	1
	女子		2	1	1	0	2	2	8	1	
11	男子		1	2	0	1	2	2	8	1	1
	女子		1	3	0	1	0	2	7	1	
12	男子		2	1	1	0	2	1	7	1	1
	女子		0	2	3	0	0	0	5	0	
13	男子		1	2	0	1	0	2	6	1	1
	女子		2	0	2	3	0	0	7	1	
14	男子		1	2	0	1	0	2	6	1	1
	女子		2	0	2	3	0	0	7	1	
備考	<p>[出典]</p> <p>大正5年：窪与一郎（編），財団法人小野慈善院，小野慈善院，大6，p.70.</p> <p>大正6年：金沢市，稿本金沢市史，学事編第四，金沢市，p.1292，昭48.</p> <p>大正7年以降：金沢市，大正七年金沢市統計書，金沢市役所，大10，pp.46-47. 大正八年金沢市統計書，大10，pp.46-47. 大正九年金沢市統計書，大11，pp.224-225. 大正十年金沢市統計書，大12，pp.328-329. 大正十一年金沢市統計書，第2編，大12，pp.12-13. 大正十二年金沢市統計書，第2編，大14，pp.14-15. 大正十三年金沢市統計書，第2編，大15，pp.14-15. 大正十四年金沢市統計書，第2編，大15，pp.13-14.</p>										

同校の規則によれば、「小野慈善院ニ収容スル学齡児童ハ総テ就学セシムルモノトス但疾疾不具廃疾等ニシテ就学スルヲ能ハサルモノヲ免除スルコトヲ得」<sup>20)</sup>と規定されていたところから、当時として教育可能と認められるすべての児童が就学させられたものと考えられる。なお、院内学校が付設されていた期間内に、就学年齢に達していた男女各1名の「白痴」児が収容されていたが、この2名は、就学免除の適用を受けていた<sup>21)</sup>。

就学児童に対しては、当然ながら「授業料ハ一切徴集セス」,「総テノ学業品ヲ給与又ハ貸与ス」及び「総テ寄宿舎ニ入ラシムル」という規定もあり<sup>22)</sup>, 容易に就学できるよう十分な配慮がなされていた。

③ 教育課程と指導形態

教育課程は、公立の尋常小学校に準拠したもので、設立当初のものは、「Table 2」<sup>23)</sup>に掲げ

Table 2 私立臥龍尋常小学校の教育課程

(大正6年度)

	裁縫	体操	唱歌	圖書	理科	地理	歴史本	算術	國語	修身	教科目	学年
二二		四						五	一〇	二	時教毎	
		体操教練	平易ナル 音唱歌					乗除ノ 於ケル ノ範囲 以下ノ 十以内 ノ減 加	百以下 ノ唱へ 方ノ數 ノ以下 ノ方ノ 書キ下 ノ方ノ 十以内 ノ數	方リ方 ノ方、 書キ方、 方、綴 方、綴 方、綴	道徳ノ 要旨	第一學年
二四		四						六	一二	二	時教毎	
		体操教練	平易ナル 音唱歌					除ケル ノ範囲 以下ノ 十以内 ノ減 加	千以下 ノ唱へ 方ノ數 ノ以下 ノ方ノ 書キ下 ノ方ノ 十以内 ノ數	話シ方 ノ方、 方、綴 方、綴 方、綴	道徳ノ 要旨	第一學年
女男 六三	一	三	一	一				六	一四	二	時教毎	
	ノ縫 ノ衣 ノ類 縫ヒ 方	体 操 教 練	平 易 音 唱 歌	簡 単 形 體				乗 除 ノ 加 減	方 リ 方 ノ 方、 書 キ 方 ノ 方、 綴 方 ノ 方、 綴 方 ノ 方、 綴 方 ノ 方	道 徳 ノ 要 旨	第 三 學 年	
女男 五三	二	三	一	一				六	一四	二	時教毎	
	繕 ノ 縫 ノ 衣 ノ 類 繕 ヒ 方	体 操 教 練	平 易 音 唱 歌	簡 単 形 體				(珠 算 加 減) 乗 除 ノ 加 減 ノ 呼 び 方 ノ 加 減	方 リ 方 ノ 方、 書 キ 方 ノ 方、 綴 方 ノ 方、 綴 方 ノ 方	道 徳 ノ 要 旨	第 四 學 年	
女男 言六	三	三	二	女男 二	二	三		四	一〇	二	時教毎	
	繕 ノ 縫 ノ 衣 ノ 類 繕 ヒ 方	体 操 教 練	平 易 音 唱 歌	簡 単 形 體	學 ノ 常 ノ 現 象 ノ 現 象 ノ 現 象 ノ 現 象	日 本 地 理 ノ 大 要	日 本 史 ノ 大 要	(珠 算 加 減) 小 數 ノ 整 數 ノ 諸 等 數	方 リ 方 ノ 方、 書 キ 方 ノ 方、 綴 方 ノ 方、 綴 方 ノ 方	道 徳 ノ 要 旨	第 五 學 年	
女男 言六	三	三	二	女男 二	二	三		四	一〇	二	時教毎	
	繕 ノ 縫 ノ 衣 ノ 類 繕 ヒ 方	体 操 教 練	平 易 音 唱 歌	簡 単 形 體	初 身 ノ 理 ノ 象 ノ 象 ノ 象 ノ 象	理 ノ 他 ノ 地 ノ 大 要	前 學 年 ノ 前 學 年 ノ 續 キ 前 學 年 ノ 續 キ	乘 除 ノ 分 數 ノ 步 合 算 ノ 珠 算 加 減	方 リ 方 ノ 方、 書 キ 方 ノ 方、 綴 方 ノ 方、 綴 方 ノ 方	道 徳 ノ 要 旨	第 六 學 年	

たとおりである。なお、日課表には、作業時間（午後3時から5時まで）が組み入れられており、教員の指導により作業室で「燐寸箱」の紙張りが課せられた<sup>24)</sup>。同校教育の最大の目標は、彼等の自立を助けることであり、勤労精神の育成をも意図した職業教育が低学年から厳しく指導されたのである。

教室が1教室しかなく、授業は複々式で行なわれた。下級学年を松本綾準訓導（大正13年度から野村初枝準訓導）が、上級学年を鈴木伊則訓導兼校長がそれぞれ担当し、同時に同じ教室で指導した<sup>25) 26) 27)</sup>。同校規則には、「学業操行優等ナルモノ」を褒賞したり、上級学校へ進学させたりすることが定められていた<sup>28)</sup>。こうした一般の家庭に見られる教育的対応と変わらぬ姿勢は、同院では時代を越えて一貫していた。

#### ④ 院内学校の廃止

同校は、大正15（1926）年4月1日をもって廃止される。その理由は、「経費其の他の関係」<sup>29)</sup>のためであると報告されている。「其の他の関係」とは、大正15（1926）年4月22日に公布された改正小学校令と深く係わっていたものと推測できる。大正末期から昭和初期にかけての経済不況の影響や高等小学校制度の改善等と係わって廃止したものと考えられる。

廃止後、同校の在籍児童の全員が、近くの金沢市立崎浦尋常小学校へ転校する。

#### (3) 院内学校廃止後から終戦時まで（1926～1945）

この期間における注目すべき育児事業の一つは、昭和7（1932）年4月救護法実施に伴う貧民救護施設の認可により、「扶養義務者なき六十五歳以上の老衰者、十三歳以下の幼者其他不具廃疾等精神又は身体の故障に依り労務に服すること能はざるものを収容救護する」<sup>30)</sup>こととなったことである。そのため、「院舎の狭隘」と「交通上不便」から、昭和9（1934）年3月金沢市三口新町（現在地）へ移転し、新たな出発をする。

児童の日常生活の世話は、従来2名の保姆と看護婦、炊事婦、洗濯裁縫婦によって行なわれていたが<sup>31)</sup>、昭和14（1939）年から保姆が6名に増員される<sup>32)</sup>。院内学校の廃止と同時に、同院の学齢児童・生徒は、金沢市内の公立学校に通学するようになったが、その教育方針や養育方針には変わりがなかった。

教育方針の大綱は、先にも触れたように、職業的自立にあった。そのための具体的方針の第一は、個性に応じた教育を受けさせることであった。一人ひとりの能力や適性に応じ、小学校を終えて就職するもの、高等小学校や中等学校へと進学するもの、また、視覚または聴覚障害者の場合、盲啞学校へ就学したものもいた。例えば、昭和10年度の児童名簿<sup>33)</sup>によれば、石川県立工業中等学校へ1名が進学し、石川県立盲啞学校へ2名（盲児1名、聾児1名）が就学していた。なお、同名簿に「白痴」学齢児1名が記されているが、この学齢児は、就学免除扱いの処遇を受けていた。同院では、院内学校廃止後も、教育経験者<sup>34)</sup>や育児経験者<sup>35)</sup>を優先的に保姆として採用している。こうしたこともまた、教育問題を重視した事例の一つであった。第二の方針は、健康な心身の育成であった。関係職員は、収容児童・生徒に対し、「可及的偏愛なく、一様に之を愛育する」<sup>36)</sup>姿勢で、家庭的ふん囲気の中で不適応性を取り除き、規律ある日課で栄養の補給、定期健康診断の実施、遠足や臨海生活の実施等により、心身ともに健康な児童・生徒に成長・発達するよう努力した。特に満州事変勃発以後、「体育ト知能ノ増進」に力を入れ、「立派ナ体格ト確固タル精神ノ普及ニ努力シ」始める<sup>37)</sup>。昭和10（1935）年頃から毎年障害児も含めて約2週間の長期にわたる臨海生活<sup>38)</sup>を実施したのも、こうした姿勢の反映

であったと言えるだろう。第三の方針は、勤労精神の涵養であった。「汗に親しみ、汗を愛すると言ふ事の尊さを幼児より心底に植付させる事に努め、通学児童には農園を試作せしめ、楽しみの中に自ら進んで業に励ましむる習慣を作り、(後略)」<sup>39)</sup>と報告されているように、全員が毎日何らかの作業に従事し、勤労の尊さを学んだ。それは、将来自立するための基盤づくりであった。第四の方針は、宗教心の涵養であった。院内学校が付設された当初から、同院では、毎月数回囑託の布教師(仏教)を招き、収容児童・生徒に説教を聞かせるなどして宗教心の涵養に努めた。創設者小野太三郎は、仏教信者で大の信心家であった。彼は、施設内に仏間を設け、収容者に祈りの場を提供した。この創設者の精神が継承され、豊かな人間育成の大きな柱ともなっていたように考えられる。

同院の教育方針の背景には、上記のように、創設者の生きざまが見られた。「種々雑多にして身体能力共に一様ならず、従って各児童の個性をよく観察して善良に指導し、其長所を見出して之を叙暢せしむる方針を以て(中略)支給品の如きも平等均一として偏頗なる処置なき様特に注意し居れり。」<sup>40)</sup>等の諸報告に見られる個性尊重の精神や人間平等観は、創設者の慈善思想の基礎となっていた人間観そのものであった。

## 2. 戦後(1945～)の育児事業

小野慈善院(陽風園)における育児事業に係わる戦後の改革を略記すると、次のとおりである<sup>41) 42)</sup>。

昭和21(1946)年11月：生活保護法による収容保護施設の認可を受ける。

昭和23(1948)年1月：児童福祉法による養護施設として認可される。同年7月：幼年部を児童部と改称する。同年12月：焼失復旧工事完成竣工式を挙げ、慈善院を陽風園と改称する。

昭和27(1952)年3月：保育所設置の認可を受ける。同年5月：財団法人小野陽風園を社会福祉法人小野陽風園と組織変更の認可を受ける。

昭和29(1954)年11月：生活保護法による救護施設設置の認可を受ける。

昭和31(1956)年3月：児童福祉法による精神薄弱児施設設置の認可を受け、保育所を廃止する。同年4月：精神薄弱児施設あけぼの学園を開園する。同時に児童部を若竹学園と改称する。

昭和37(1962)年7月：養護施設若竹学園を廃止する。

昭和44(1969)年4月：小野陽風園を陽風園と改称する。

昭和45(1970)年3月：あけぼの学園を閉園する。

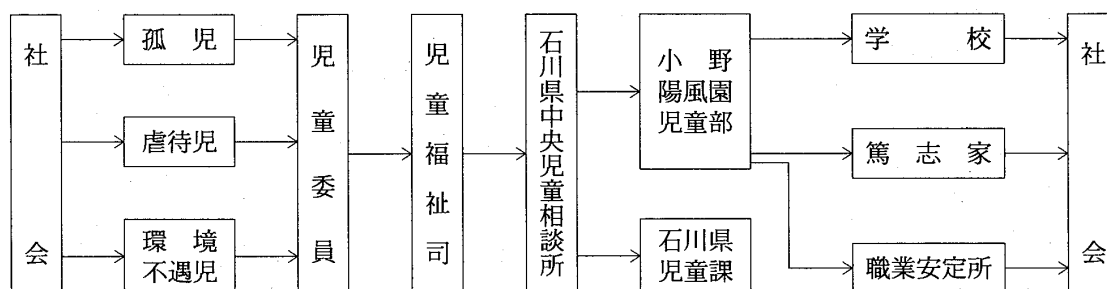
以上のように、同院は、戦後いち早く老人福祉法、生活保護法及び児童福祉法による諸施設を次々と開設し、名称も陽風園と改称し、新たな門出をしたのである。昭和30年代には、児童福祉法による精神薄弱児童対象のあけぼの学園、あるいは精神薄弱者福祉法による18歳以上の精神薄弱者対象の若葉ホームを開設し、福祉施設として率先して責務を果たした。このような障害児(者)のための施設の早期開設は、地域社会の先導的役割を果たしたものとして、高く評価されなければならない。また、このことは、戦後における同院経営の特徴の一つでもあった。

## (1) 児童部・若竹学園

昭和23（1948）年児童福祉法の適用を受け、従来の幼年部を児童部と改称する。さらに同31（1956）年この児童部を若竹学園と改称したのである。

児童部における入退園の流れは、「Fig. 1」<sup>43)</sup>のようであり、毎年度約100名前後の児童が収容された。なお、若竹学園の収容定員は110名で、職員数は18名であった<sup>44)</sup>。

Fig. 1 児童部入退園図系



## ① 養護方針

終戦時当初の養護方針は、憲法（第25条）や児童福祉法（第1条及び第2条）の意を体し、明朗、誠実、友愛、剛健、賢明、勤労、自信、規律、責任、保健をモットーに、「自由、創意に充ちた、人間性の完成という、教育の理想に向かって、子供達の個々の有する、あらゆる差異を認めたと、之を尊重して行くことと、同時に、この個人差にもとづく能力に應ずる育成」であった<sup>45)</sup>。この方針も、同20年代の終わりには修正される。すなわち、児童憲章に述べられている「すべての児童は、家庭で正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる」の理念を体し、「家庭環境に最も近いものを与える家庭的な経営を目指して、「民主的なゆめをもつ日本人＝よろこばれる子供 協同のゆめをもつ日本人＝こころのひろい子ども 国際的なゆめをもつ日本人＝すかれる子供」の育成に養護方針が置かれたのである<sup>46)</sup>。この方針は、同30年代に入っても変わることはなかった。重ねて述べるが、同院（園）における戦後の育児事業は、家庭的な環境の中で「人に愛される児童」の育成を目指し、「児童の個性と趣味を尊重して天性を伸張する」<sup>47)</sup>という一貫した育児姿勢で取り組まれたのである。

## ② 日常生活の実態

児童の日常生活は、季節、あるいは日々の天候や個人の健康状態等によって配慮が見られたが、その大要は、「Table 3」<sup>48)</sup>及び「Table 4」<sup>49)</sup>のとおりであった。

家庭的ふん囲気を加味した規律のある日課の中で、健康に留意した団体生活が営まれ、行事活動等も計画的に実践された。特に、行事活動では、情操陶冶をねらった文化的行事や健康保持・増進と浩然の気を養うことを意図した体育的行事の企画が注目された。体育的行事としては、年2回の登山、戦前から実施してきた臨海生活、キャンプ生活及び雪中遠足等が実施され、新たに海水浴や運動会、あるいは魚釣り等の活動も加えられ、多様な活動が展開されたのである。

Table 3 児童一日の規格

一、登校の日																			
15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	開始時間	終了時間	所要時間	行事	摘要
九〇〇	八三〇	六三〇	五三〇	四三〇	三三〇	三〇〇	一〇〇	二〇〇	九〇〇	七〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇					
消燈	就寝	家庭行事	夕食	清掃	自由	間食	家庭教育	昼食	保育	登校	朝食	清掃	朝食	洗面					
巡視報告	室内の整頓 一日の反省日誌記入	幼児八時就寝	含嗽、手洗消毒	家畜当番、各寮舎内外		含嗽、手洗消毒	土曜日は合同訓話 又は自治会行事	含嗽、手洗消毒		室内の整頓、登校準備	含嗽、手洗消毒	家畜食、各寮舎内外の 清掃幼児六時卅分起床	体操、訓話						
一、休校の日																			
15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	開始時間	終了時間	所要時間	行事	摘要
九〇〇	八三〇	六三〇	五三〇	四三〇	三三〇	三〇〇	一〇〇	二〇〇	九〇〇	七〇〇	七〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇					
消燈	就寝	家庭教育	夕食	清掃	自由	間食	作業	昼食	自由	学修	家庭教育	朝食	清掃	洗面					
巡視報告	室内の整頓 一日の反省日誌記入	幼児八時起床	含嗽、手洗消毒	家畜食、各寮舎内外の 清掃		含嗽、手洗消毒		含嗽、手洗消毒	自治会行事		室内の整頓 上級児童の洗濯指導	含嗽、手洗消毒	家畜食、各寮舎内外の 清掃、幼児六時卅分起床						

Table 4 行事暦

一、週間の行事																				
誕生祝	職員会開催	体格測定	共励会総会	共励会部会	便所消毒	行事回数	一月間の行事	図書室開館	共励銀行開店	理髪	DDT撤布消毒	合同訓話	入浴	寝具類日光消毒	行事回数	摘要	共励新聞発行	非常災害防止訓練	隔月	上旬
一回	一回	一回	一回	一回	一回	一回	第一第三の月曜日	二回 土・日曜日	三回 火水土曜日	一回 月曜日	一回 日曜日	一回 土曜日	一回 日曜日(冬季) 日曜日(夏季)	一回 主として日曜日(晴天の日)	一回		隔月一回	一回		
下旬	上旬	上旬	下旬	中旬	七月	六月	五月	五月 母の日(第二土曜日) 憲法記念日5 こどもの日5	四月 天皇誕生日29	三月 春分の日21	二月	一月 成人の日15	月別 祝日	一月 元日	一月		隔月一回	一回		
もちつき	クリスマス	学芸会	詩和歌くらべ、身体検査	賞火の集い、月見の会俳句	ハイキング、運動会	敬老会	秋分の日15 24	臨海生活、海水浴 園鎮座地蔵祭	七夕祭、キャンプ生 活、園祖小野翁墓詣	春季遠足	児童福祉週間の諸行事 身体検査(職員児童)	入学生祝、花見遠足雑祭 本園物故者慰霊祭	生物移殖の催、卒業祝就 職祝、共励会役員選挙	追儺祭、雪中遠足	新卒祝賀式、書初かるた 会、左義長、同窓会総会	行事				



## (2) あけぼの学園

昭和31（1956）年3月16日児童福祉法による精神薄弱児施設設置の認可を受け、同年4月1日あけぼの学園を開設し、学齢児童・生徒対象の特殊学級を園内に付設する。この学園は、「18才未満の精神薄弱児を収容し保護すると共に、独立自活に必要な知識と技能を修得させることを目的とした施設」であり、収容定員50名（昭和41〈1966〉年から70名定員）、職員数15名で出発した<sup>50) 51) 52)</sup>。

## ① 養護方針

学園児童・生徒の養護方針は、施設の健常児童・生徒のそれと変わるものではなかったが、「人に愛される」人間形成を目標に、特に、次のような事項に関して養護上留意した。すなわち、「一、児童の個性と趣味を尊重して天性を伸張することに努める 一、特に衣食の面に工夫を凝らして一面成長期の児童への万全を期し他面地域社会の児童に対しての劣等感をなくすることに努める 一、体位のバロメータである体重の測定を毎月実施して健康の保持と疾病の予防に努める 一、養鶏、養兎、花作り等の余暇作業によって勤労愛好と情操陶冶に努める 一、時季に即してハイキング、キャンプ、水泳、魚釣等学年、智能に応じた行事中に集团的訓練を通して浩然の気を養うように努める」<sup>53)</sup> こと等であった。以上のように、個性の尊重、天性の伸長、劣等感の除去、健康の保持増進、勤労精神の育成、情操陶冶等が養護上留意された。

## ② 施設内特殊学級

石川県における精神薄弱児対象の特殊学級の設置は、昭和24（1949）年5月開設の石川県師範学校附属小学校特殊学級と、同年10月の愛育学園（松原病院内）特殊学級の開設を嚆矢とする。

あけぼの学園は、開園と同時に通学区域内の金沢市立崎浦小学校からの派遣教員の協力を得て施設内に特殊学級を開設する。当初、小学校課程は崎浦小学校の分校として、中学校課程は金沢市立紫錦台中学校の分校として発足する。

発足時の各学年在籍児童・生徒数及び学級数等は、「Table 5」及び「Table 6」のとおりで

Table 5 小学校学年別在籍児童数及び学級数等

小学校 昭和	1年		2年		3年		4年		5年		6年		合計		級担任
	人員	学級	人員	学級	人員	学級	人員	学級	人員	学級	人員	学級	人員	学級	
31.5.1.	2		4	1	3		3		1		3		16	1	
32.5.1.	2		6	1	4		6		9	1	4		31	2	2

Table 6 中学校学年別在籍生徒数及び学級数等

中学校 昭和	1年		2年		3年		合計		備考
	人員	学級	人員	学級	人員	学級	人員	学級	
31.5.1.	(17)	(1)	(12)		(7)		(36)	(1)	( )内の数は、愛育学園児及び同園学級を含む。
32.5.1.	7		4		6		17		

Table 7 あげぼの学園特殊学級児童・生徒の推移

年度	学校	児童・生徒			学級	教 員			分 校
		男	女	計		男	女	計	
31	小	—	—	16	1	—	—	0	崎 浦 小
	中	—	—	(36)	( 1)	—	—	0	紫 錦 台 中
32	小	—	—	31	2	—	—	2	崎 浦 小
	中	—	—	17	0	—	—	0	紫 錦 台 中
33	小	—	—	28	2	—	—	2	崎 浦 小
	中	—	—	14	0	—	—	0	紫 錦 台 中
34	小	—	—	23	1	—	—	0	小 立 野 小
	中	—	—	12	1	—	—	0	紫 錦 台 中
~~~~~									
38	小	9	6	15	1	0	1	1	小 立 野 小
	中	10	11	21	1	0	1	1	紫 錦 台 中
39	小	7	4	11	1	0	1	1	小 立 野 小
	中	13	9	22	1	0	1	1	紫 錦 台 中
40	小	8	3	11	1	0	1	1	小 立 野 小
	中	8	8	16	2	1	1	2	紫 錦 台 中
41	小	14	13	27	2	0	1	1	小 立 野 小
	中	11	8	19	2	1	1	2	紫 錦 台 中
42	小	14	15	29	2	1	1	2	小 立 野 小
	中	9	9	18	2	1	1	2	紫 錦 台 中
43	小	14	15	29	2	1	1	2	小 立 野 小
	中	10	12	22	1	0	1	1	紫 錦 台 中
44	小	13	15	28	2	1	1	2	小 立 野 小
	中	7	9	16	1	0	1	1	紫 錦 台 中
備 考	(1) 各年度の5月1日現在の数である。 (2) 昭和31年度の( )内の数は、紫錦台中学校の分校であった愛育学園特殊学級生徒数をも含む数である。 (3) 出典は、金沢市教育委員会編・発行の各年版『教育要覧』である。								

あった<sup>54)</sup><sup>55)</sup>。また、開級時から閉級時までの児童・生徒等の推移は、「Table 7」のとおりであった。

同学級の児童・生徒は、「軽度障害児が多く、職業教育に力を入れて効果をあげ卒業生は能力適性に応じてほとんど全員が就職でき」<sup>56)</sup>た。何度か触れたが、同園における職業的自立の養育（指導）理念は、施設経営の伝統的な基本理念であり、障害の有無や性別、あるいは年齢等により左右されるものではなかった。この一貫した理念と、それを深く理解した関係職員の日夜変わらぬ生活指導や伝統的な訓練施設等の背景があって初めて上記のような成果が得られたものと考えられる。

昭和45年度に精神薄弱者施設「希望が丘」の開設により、収容児童・生徒は、この希望が丘と石川県立錦城学園へ移籍され、あげぼの学園は、同45（1970）年3月をもって閉園となったのである<sup>57)</sup>。

### 3. 育児事業の果たした役割

大正2（1913）年の北国慈恵院収容児の移転収容，同5（1916）年の私立臥龍尋常小学校の開設，あるいは昭和期に入ってから精神薄弱児の保護や育児，聾児の収容と就学等も示すように，戦前における同院の育児事業は，県内養護児童・生徒の福祉と教育に中心的役割を果たしたのである。戦争に明け暮れた社会事情や障害児にとってはまだ未熟な教育事情の中で，社会に取り残された子どもたちを保護し，しかも教育の恩恵に浴せしめたことは，社会的にも教育的にも高く評価される。

戦後においては，新しい施設観と児童観に立って，教育界で取り残されていた精神薄弱児を対象にあげぼの学園を開園し，併せて学齢児童・生徒に施設内特殊学級を開設，さらに精神薄弱者更正施設若葉ホームを開設するなど，精神薄弱児（者）の保護と養育，教育と更正に先導的な役割を演じた。なおまた，盲児（者）や聾児（者）の保護と就学への援助は，戦後も継続して行なわれ，石川県が「盲ろうあ施設」上野学園（金沢市上鶴間町45の1，昭和27（1952）年7月1日開設認可）<sup>80</sup>を設立するまで，同園は，その代替的役割を果たしたのである。

なお，本稿では，詳細な検討を省略したが，育児事業におけるもう一つの社会的貢献について触れておこう。それは，戦前における季節的託児所（三口新町託児所，春秋2回各50日間開設，昭和11（1936）年4月から）の設置<sup>80</sup>，戦後間もない頃の戦災者及び外地引揚者の受け入れ（昭和21（1946）年から3年間）<sup>80</sup>と保育所の開設は，地域社会活動の母体としての機能を発揮した事例でもあり，同院（園）が果たした社会的役割のもう一つの側面であった。

最後に，諸文献を参考に集計した同院（園）の育児事業に関わる「育児数及び学齢児数の動向一覧」を掲げておこう。

Table 8 育児数及び学齢児数の動向一覧

年	育 児			注，引用文献	学 齢 児（6歳以上～14歳未満）			注，引用文献
	男	女	計		男	女	計	
明. 43			59	感化救済事業一覧. 明44, p.8.				
44			46	感化救済事業一覧. 大元, p.8.				
大. 1	25	24	49	大正元年石川県統計書. p.180. (15歳未満)	19	23	42	大正元年石川県統計書. p.180. (低能児1名)
2	38	30	68	大正2年石川県統計書. pp.185-187. (20歳未満)	22	13	35	大正2年石川県統計書. p.185.
3	41	33	74	大正3年石川県統計書. pp.168-170. ( " )	22	16	38	大正3年石川県統計書. p.169.
4	41	31	72	大正4年石川県統計書. pp.183-184. ( " )	18	16	34	大正4年石川県統計書. p.183.
5	33	28	61		14	13	27	
6	32	21	53		12	10	22	
7	31	19	50	大正9年金沢市統計書. pp.196-197.	13	7	20	大正9年金沢市統計書. p.196.
8	29	19	48	( " )	9	7	16	
9	26	13	39		9	4	13	
10	20	17	37	大正14年金沢市統計書. 第5編. pp.12-13. ( " )	6	2	8	
11	15	14	29		11	5	16	
12	26	15	41	昭和元年金沢市統計書. 第5編. pp.50-51.	11	6	17	昭和元年金沢市統計書. 第5編. p.50.
13	21	21	42	( " )	10	8	18	
14	20	19	39		7	6	13	
昭. 1	20	19	39		3	8	11	
2	21	15	36		4	7	11	
3	16	18	34	昭和5年金沢市統計書. 第5編. pp.58-59.	1	3	4	昭和5年金沢市統計書. 第5編. p.59.
4	14	19	33	( " )	4	10	14	
5	17	18	35		9	11	20	
6	20	20	40		11	13	24	
7	16	19	35		3	8	11	
8	12	19	31	昭和10年金沢市統計書. 第4編. pp.181-182.	4	9	13	昭和10年金沢市統計書. 第4編. p.182.
9	15	16	31	( " )	9	9	18	
10	14	18	32		8	10	18	

昭. 11	20	19	39		(10)	(12)	(22)	白痴男 1, 啞者男 1	小野慈善院報告綴. ( )内は尋常高等小学校に就学した児童数。(3月31日現在)
12	27	20	47		( 9)	( 9)	(18)	虚弱者男 1, 白痴男 1, 盲目男 1	
13	26	22	48		(13)	(11)	(24)	虚弱者男 1	
14	29	25	54	小野慈善院報告綴. (毎年3月31日現在)	(13)	( 8)	(21)	虚弱者男 1, 盲目男 1	
15	24	23	47	( " )	(13)	( 7)	(20)	虚弱者男 1, 盲目男 1	
16	26	20	46		(14)	(16)	(30)	虚弱者男 1, 啞者男 1	
17	25	21	46		(14)	(12)	(26)	啞者男 1	
18	24	22	46		(13)	(15)	(28)	啞者男 1	
19	(26)	(15)	(41)		(26)	(15)	(41)		小野陽風園一覧. 昭24, ( )内は13歳以下の幼者である。
20	(25)	(18)	(43)	財団法人小野陽風園一覧. 昭24, ただし( )内は13歳以下の幼者数である。	(25)	(18)	(43)		
21	(24)	(31)	(55)	19年から23年まで10月1日現在。	(24)	(31)	(55)		
22	(29)	(33)	(62)		(29)	(33)	(62)		
23	(46)	(47)	(93)		(46)	(47)	(93)		
24			(87)	4月1日現在。			(71)	小野陽風園一覧. 昭24, ( )内は学齢児童数。	
25			113	金沢の市勢昭26版. 昭26, p.106. (年未現在)					
26									
27									
28									
29	82	83	165	小野陽風園要覧. 昭29, (4月1日現在), 18歳未満, 学齢児童小(男35, 女33)中(男27, 女23)	62(35)	56(33)	118(68)	小野陽風園要覧. 昭29, (4月1日現在), ( )は小。	
30	54	55	109						
31	52	51	103		33	17	50	あけぼの学園収容児数(小野陽風園要覧. 昭36), ( )内は金沢市教育委員会	
32	57	53	110	小野陽風園要覧. 昭36, (年未現在), 養護施設収容者数。	33	17	50(48)	(編. 発行), 『昭32~44年版教育要覧』による小学校及び中学校への就	
33	56	48	104		31	19	50(42)	学児数である。	
34	61	43	104		28	22	50(35)		
35	76	33	109		27	23	50		
36									
37									
38							(36)		
39							(33)		
40							50(27)	小野陽風園, 要覧. 昭40, 定員70名となる。	
41							69(46)	小野陽風園, 要覧. 昭41.	
42							(47)		
43							70(51)	小野陽風園, 要覧. 昭43.	
44							(44)		

#### 4. 小野太三郎の生涯と慈善思想

##### (1) 生涯

小野太三郎は、石川県金沢区中堀川町31番地（現金沢市堀川町16番地8号）<sup>61)</sup>にて、加賀藩割場付小者であった父八十八（弥三八）、母静（千代）の長男として天保11（1840）年1月15日に生まれる<sup>62)</sup>。幼児期は、「疎豪」、「不学」のため、「弾指」、「指笑」されたが、「稟資靈雋」であった彼は、習わずして若干読み書きができ、嘉永3（1850）年、11歳（数え年、以下同じ）のとき、たまたま読んだ『院本忠臣蔵』の「嘉肴なりと雖食せざれば其味を知らず」の一節に初めて悟るところがあり、その後、変じて四書経典を読み、字句を習い、百人一首を暗誦し和歌を好むようになる<sup>63)</sup>。

嘉永5（1852）年家督を相続、加賀藩卒方小者組七合扶持となる<sup>64)</sup>。安政2（1855）年16歳のとき、生活を切りつめたことがもとで白内障を患うが、金沢市野町神明宮に百日祈願をし、奇跡的に治癒する<sup>65)</sup>。「時に座頭座といふものあり、盲瞽貧婁の徒相聚り、鍼術を習ふものあり、絃技を售るものあり、（中略）無慮三百人」に対し、「相憐の心堪へず」商人直江屋宗兵衛に預けた利子を贈る<sup>66)</sup>。これが、窮民賑救の「濫觴」であった。

元治元（1864）年の大凶荒に際し、「私資を捐て、人ごとに金若干を施」<sup>67)</sup>し、「自宅を開放して、窮民を収容」<sup>68)</sup>する。これが、小野救護所の始まりであり、小野慈善院の前身であっ

た。

維新の際、藩主前田侯より賜わった10円を「篤疾不具の徒に恵」み、「この時より古着商を営み」「貨殖」に努める<sup>69)</sup>。慶応元（1865）年島谷セン（仙子、弘化元〈1844〉年～明治32〈1899〉年）と結婚（明治2〈1869〉年入籍）<sup>70)</sup>、彼女は、太三郎のよき協力者となる。

明治6（1873）年金沢市木ノ新保（現本町）に家屋1棟を購入し、座頭座の廃止により困窮していた「盲人」「森部日野一等二十有余人」を収容した<sup>71)</sup>。これが、彼の本格的救育活動の始まりであった。同年の秋、彼は、内田政風知事に収容者の救援米を陳情、2日2晩県庁に坐り込み「米三俵」が救援される<sup>72)</sup>。明治12（1879）年彦三町二番丁に2棟、堀川間ノ町、此花町、石屋小路に各1棟を購入し、多くの「零落」士族、「鰥寡孤独」・「篤疾不具」の者を収容し撫育した<sup>73)</sup>。

明治16（1883）年3月、百間堀に溺死寸前の女性を助け、石川県より表彰される<sup>74)</sup>。明治17（1884）年までに窮民救済のために使ったものは、「米73石5斗4升余、金は197円72銭余、外に窮民救養家屋購買金450円余及び営業資料として貸し与へたる金は182円50銭余」を下らなかった<sup>75)</sup>。こうした慈善活動に対し、明治18（1885）年2月藍綬褒賞が授与される<sup>76)</sup>。また、明治22（1889）年には、曹洞宗大本山賜紫法雲普蓋禪師より本山定紋付金欄打舗及び扇子を、東本願寺大谷光勝法主より親染和讃々文付六字名号が贈られ<sup>77)</sup>、妻センもまた、石川県知事より賞与を受け、東本願寺法主より黒柿菊総念珠が贈られる<sup>78)</sup>。なお、この年「自ら会主となり、嘗て救養せし窮民死者のために、其の追弔会を専光寺に執行<sup>79)</sup>」する。

明治23（1890）年紀元節の日、共潤会から米5斗と拾塵車2両が贈られ<sup>80)</sup>、『小野君慈善録』が刊行される。

明治31（1898）年大阪の陸軍特別大演習後の大阪市における御催しの宴会に召され、同41（1908）年にも陸軍特別大演習後の宴会に召される<sup>81)</sup>。

明治32（1899）年11月26日妻センが死去、56歳であった<sup>82)</sup>。同36（1903）年小波シゲ（繁）を後妻に迎える（明治43〈1910〉年入籍）<sup>83)</sup>。

明治38（1905）年石川県教育所取締規則が発令され、小野救養所の改善が迫られ、金沢市常盤町に3,100坪の土地を購入、500坪の屋舎「小野慈善院」を竣工し、移転する<sup>84)</sup>。同39（1906）年10月財団法人の認可を得るに当たり、畑地800歩の外、収容建物並びに敷地等土地財産の一切を法人に寄付し、認可されると理事・院長となる<sup>85)</sup>。同44（1911）年小児収容施設を建設する<sup>86)</sup>。

明治45（1912）年3月30日「風邪ノ気味アリ尊ニ就クコト僅カニ六日ニシテ四月五日午前一時固疾肺患ノ為メ眠ルガ如クニシテ死亡セリ年七十三」<sup>87)</sup>であった。法名は「浄光院慈観照善大居士」<sup>88)</sup>といい、金沢市小立野宝円寺に眠る<sup>89)</sup>。同年6月越中西砺波郡五位山村字小野大谷派西照寺に分骨され<sup>90)</sup>、後に金沢市瓢箪町崇禅寺<sup>91)</sup>及び三口新町小陽風園にも分骨される。

終わりに、太三郎の生活と生活態度等について若干付記しておきたい。

『小野君慈善録』<sup>92)</sup>には、彼の衣食住について、「君は已に慈行と徳望とに富めりといえども、衣食住に至りては、四壁蕭然、人の堪へざるところのものなり。蓋しその家は、陋隘にして、檐壊れて月、敗床を照らし庭荒れて蛇、破壁に栖み、僅に以て膝を容るゝに足り。而して食は僅に以て口腹を飽かしむるに足るのみ。」と記されており、救養費がねん出できたのも、この「質素」「儉約」によって初めて可能であったとし、彼の富貴なものは、「徳」のみであると結

んでいる。この質素については、横山源之助もまた、「跣足にて汚れたる短き股引に、同じく汚れたる襦衣一枚の一野夫、出でて余が前に恭しく挨拶を述べたり。これ北陸の名物、(中略)小野太三郎氏にてありしなり。」<sup>98)</sup>と、彼が訪問した時の質素な着衣について報告している。

なお、和田は、「仁恕恭謙虔精仏に事へ、誠実人に交わる、君謹慎なり、然れども実に未だ曾て撃跪曲拳以て人に阿ることなく、又素朴なり。」<sup>99)</sup>と、横山もまた、「氏極めて謙譲、自己を吹聴すること深くこれを避くるを以て、その詳細は聴くを得ざりし(後略)」<sup>99)</sup>と、彼のひとりとなり的一端を報告している。両者は、ともに小野に直接会っている人たちであり、その評価には真実味がある。彼の直筆である「徳潤身」<sup>96)</sup>という扁額も示しているように、徳が内にあれば、必ず外にあらわれるものと信じていた彼は、彼の救養活動についての質問に対して答える必要はなかったし、ましてや自分からそれを吹聴する必要もなかったのである。彼は、頑固なまでに意志の強固な人であり、自分の道を歩いた人であった。自らの哲学を「実践躬行」し、自分の財産はもとより、妻セン及びシゲらの財産もすべて投げ出し、生涯を慈善活動に尽すいた小野の一生は、決して平坦なものではなく、苦闘の連続であった。人尋ねれば、「楽をするために、こんなことをはじめたんじゃないよ」<sup>97)</sup>と答えたと言われるが、まさに「慈善の人」であった。

## (2) 慈善思想とその背景

幕藩体制の末期から維新の激動時代にその生涯を慈善活動に尽すいして「慈善の父」<sup>96)</sup>、あるいは「積善の人」<sup>99)</sup>と呼ばれた小野は、苦闘の連続の中で自らの哲学を「実践躬行」したが、その哲学は何であったのか、また、その背景に何が存在したのかを検討することにしたい。

### ① 経験的現実主義思想

『小野君慈善録』には、少年の頃「偶ま院本忠臣蔵の大序を繙く、其首に嘉肴なりと雖食せざれば其味を知らず云々の語なるを視て冥会黙契始めて悟るところなるが如し。よりにて四書経典余師を購ひ、字を摘み、句を摭ひ、心を潜めて誦読し、漸く大義に通ずるところなり。」<sup>100)</sup>とある。彼は、幼くして経験の大切さを知り、真実を求めて読書に励んだのである。さらに同書には、「書を読む万卷なるは実践躬行に如かず」<sup>101)</sup>と記されており、実践第一主義が彼のモットーであったわけである。和田は、「予嘗て君と相見、語次偶ま夫の院本のことに及び、何をか理会せられたりやと問ふ。君笑ひて膺へず、只曰く、咀嚼して後ち其味を知ることを得べし、惟た意解すべし、口解する能はず」<sup>102)</sup>とも報告している。晩年の頃、「一杯の梅酒に大きな耳まで真っ赤にした彼は」、「人生は試みしてみるものよ」と、繰り返しつつぶやいていたという<sup>103)</sup>。このつぶやきの中には、「自分自身自らの意志で実際に行動し実行し」<sup>104)</sup>ていくという経験的現実主義思想が脈打っている。こうした思想が、彼の人生哲学の支柱になっていたものと考えられ、彼をして慈善活動を生起せしめた主因であったと考えてよいだろう。後年、彼は浄土真宗から曹洞宗に改宗しているが、経験的現実主義を重んじた所以からであったと考えられると同時に、そのことがまた、いかに経験的現実主義に徹していたかを物語るものであった。

### ② 宗教的平等観

座頭座が廃止されるや、「盲人の流離困頓する」<sup>105)</sup>のを見て、彼は、慈善活動を本格化させる。その活動は、性別、「老幼廢疾」<sup>106)</sup>、あるいは職種に関係なく行なわれた。例えば、「廢疾業に堪へざるものども君に造りて其の愛憐を乞ひ、一時踵を接す。君敢てこれを辞みしことなく、来るものあればたやすく容れ、乞ふものあればたやすく肯ひ、これがために特に家屋を買

へり」<sup>107</sup>といい、また、「会ま慈収（是は監獄署に於て無籍のものを救養して使役せらるものなり）の放たれたるもの三人なり、男二人、一は癩を病み、一は盲、而して女一人顛狂なり。君其の廢疾にして、且つ眷族の以て頼るべきなきを憐れみ、家に引きて保育す」<sup>108</sup>など、多くの事例が見られる。

明治7（1874）年12月「恤救規則」が発せられ、わが国における公的扶助としての唯一の国家法となる。翌8（1875）年7月発布の同法の施行細則とも言うべき「窮民恤救申請調査箇条」には、「独身・老幼・廢疾・疾病等ニテ何等ノ業モ為ス能ハズ、事実赤貧ニシテ曾テ他ニ保育スル者モ無之、全ク無告ノ窮民而已ニ限ルヘシ」との規定が見られた。小野の場合は、こうした「無告ノ民」のみの救済にとどまらなかった。彼は、例えば、没落士族や凶荒被災民、時には行旅人、出獄人、あるいは身投げ人に至るまで幅広く救育の手を差し伸べたのである。

性別、年齢、「廢疾」、職種等々にとられることなく救育した彼の近代的・人間的平等観の背景には、神や仏への厚い信仰心があった。彼は、眼病を神によっていやしてもらったものと信じて疑わなかった。このことが、「盲人」救育活動の契機となったという。幼年期に父を失った彼は、常人以上に仏教への厚い信仰心をもっていた。それは、死者に対する丁重な埋葬<sup>109</sup>や追弔会<sup>110</sup>の執行、あるいは収容者に僧侶の説経を聞かせたこと<sup>111</sup>等の事例や数回にわたる本山、法主からの表彰によっても明らかである。この「篤信」が平等観を生み、先に述べた経験的現実主義と結び付き慈善活動を生起せしめ、その活動を支えて継続させたのである。

### ③ 撫育所型授産主義思想

「無告ノ民」のみを救済すべしとした「恤救規則」の思想的背景の一つに、「怠惰致貧」<sup>112</sup>論があり、貧民救済を広く行なえば、「小民ヲシテ勤勞貯財ノ念ヲ絶ニ至ル」<sup>113</sup>の思想が存在した。小野においても、こうした思想の影響を受けないはずはなかった。また、小野は、加賀藩における撫育所（お救い小屋）の「救民管理の法」をお救い小屋裁許福岡惣助から指導を受け、救民を更生自立させる方法を知っていた。その方法は、次のようであった。

すなわち、「取締人先づ其の情状を審にして後ちこれを容れ、十五歳未満六十歳以上のものには、日に白米三合宛、十五歳以上六十歳未満のものには、日に白米二合宛を給し、尚ほ日に各自へ野菜若くは野菜を買ふべき代金及び湯浴料を与ふ（中略）健強にして業を執るに堪ふべき窮民には男女老幼の差別なく、各自の望により、労働せしめ、金五十銭より多からず、金拾五銭より少からざる資金若しくは物品を与ふ、其の業務は人足、車夫、按摩、機織の外或は煙草、飴菓子、八百物、玩弄物等を行商せしめ、或は笠紐を縫はしめ、或は肥料を売買せしむる等のごとし、（中略）各自日々得るところの利益十分の一と、各自平等一日一名につき金二厘宛を貯金となし、これを其の衣類の費用、及び異日自立すべき資金に充つ、右貯金の残余は一同の分を合せ、食料に支弁す（中略）廢疾にして業を執ること能はざるものは、取締人をして看護せしめ、病めるものには薬餌若くは薬代を与ふ（後略）」<sup>114</sup>であった。これらの方法は、撫育所におけるものと類似の方法であった。

また、小野慈善院時代には、彼の妻シゲは、「救養者の子供たちに習字を教えたり、着物の作り方、草履や下駄の花緒の作り方などを女の収容者の人に教えたりし（中略）太三郎は陶器や漆器などを教えた」<sup>115</sup>という。なおまた、「十三、四歳に及べば大工たらんと欲する者は大工の術を教え、泥工たらんとする者に泥工の術を授けて、後日一人前の者とならしむ（中略）女兒は多く機織にして、なかには桑葉を摘みつつあるもあり、養蚕の手伝せるもあり」<sup>116</sup>との

報告もある。

以上のように、小野は、怠惰致貧論を肯定し、能力ある者には労働させ、若年者には職業的技術を教え、得られた賃金の一部を自立のために貯えさせたのである。こうした撫育所型授産主義が多く救養者を更生自立させたことから、世の識者は、彼の慈善活動を高く評価した。いみじくも真宗大谷派の宗政家石川舜台は、「衣ヲ与へ食ヲ与フルハ与フルト共ニ自ラ衣シ自ラ食スル方法ヲ併セテ之ヲ与フルナリ人性ノ応ニ然ルヘキヲ教ルナリ然レトモ是猶世其類アラ<sup>(ママ)</sup>ン<sup>(ママ)</sup>特リ超類絶群シテ人ヲシテ感歎己ム能ハサラシムルモノハ躬行実践以テ之ヲ善道ニ導クニ在リ是此ヲ始テ慈善ノ実アリト謂フヘキナリ」<sup>117)</sup>と評した。

#### ④ 「読書算」型教育思想

小野は、自身の幼少期における体験から、15歳未満の学齡児に対する教育問題に強い関心を示した。

彼は、「十五歳未満のものには、平常イロハなどを、灰又は粉<sup>こぬかがき</sup>糠書をなさしめ、時々これを試験し、其のよく記するものには、男児へは木綿単衣を、女児へは相当の帯地を賞与す、又嘗て読書せしものへは書籍を購ふて之を習はしめ、及び志あるものへは<sup>そらばん</sup>十露盤をも与へ、各自の知れるものに就て学ばし」<sup>118)</sup>めたという。こうした学齡児に対する家庭的な教育上の配慮は、彼の慈善活動をより高尚なものにし、この姿勢が晩年における施設内学校の設立へと発展し、近代的教育へと脱皮していったのである。

## IV 結 語

戦前・戦後における小野慈善院（陽風園）の育児事業に関し、主として障害児を中心に、教育的貢献という視点から検討し、併せて小野太三郎の生涯と慈善思想について考察してきたが、若干の所見が得られたので、それらを以下にまとめてこの稿の結語としたい。

1. 戦前における私立臥龍尋常小学校の設立、幼年部及び児童部の設置、戦後における若竹学園及びあけぼの学園の設置と精神薄弱児対象の特殊学級の付設等も示すように、同院（園）は、福祉施設として社会的変動に伴う要養護児の変化に対応し、弾力性のある育児事業を伝統的育児方針のもとで展開し、地域社会における時代、時代の中心のかつ先導的役割を果たし、福祉の向上と障害児教育を含む要養護児教育の発展に寄与したのである。

2. 維新时期のはざまに生まれた小野の生涯は、苦難の連続であったが、彼は、終始一貫70有余年の生涯を犠牲にし、障害者、老幼の自活できない者、あるいは貧困者等の救養に尽すいたのである。後年、人をして「慈善の父」、あるいは「積善の人」と呼ばしめた。

その彼の実践躬行の哲学には、『院本忠臣蔵』や『四書經典余師』等から学んだ経験的現実主義思想と、体験から生まれた厚い信仰心を背景とした平等観が見られた。また、幕藩体制下における撫育所型の更生自立志向の授産主義思想や学齡児に対する「読書算」型の教育思想も見られた。こうした幾つかの思想が、彼の慈善活動を支えていたのである。

## 参考・引用文献

- 1) 内務省社会局 (1922): 本邦社会事業概要. 内務省社会局, p.93.



- 2) 内務省社会局 (1922) : 前掲書. p.96.
- 3) 社会局社会部 (1926) : 本邦社会事業概要. 社会局社会部, p.135.
- 4) 社会局社会部 (1928) : 本邦社会事業概況. 社会局社会部, p.199.
- 5) 和田文次郎 (1890) : 小野君慈善録. 共潤会, pp.15-32.
- 6) 横山源之助 (1985) : 日本の下層社会. 岩波書店, pp.73-74.
- 7) 北野与一 (1986) : 小野慈善院に関する史的考察—同院の教育実態について—. 日本特殊教育学会第24回大会発表論文集, pp.526-527.
- 8) 北野与一 (1989) : 小野慈善院に関する史的 연구 (第4報) —孤児・障害児に対する教育的寄与について—. 日本特殊教育学会第27回大会発表論文集, pp.648-649.
- 9) 北野与一 (1989) : 小野慈善院に関する史的 연구 (第1報) —石川県における慈善事業の前史を中心に—. 北陸大学紀要, (13), pp.287-305.
- 10) 窪与一郎 (1917) : 財団法人小野慈善院. 小野慈善院, p.41.
- 11) 窪与一郎 (1917) : 前掲書. pp.45-46.
- 12) 内務省地方局 (1908) : 感化救済小観 (抄). 内務省, p.53.
- 13) 窪与一郎 (1917) : 前掲書. p.52.
- 14) 窪与一郎 (1917) : 前掲書. p.54.
- 15) 若松文蔵編 (1937) : 財団法人小野慈善院. 小野慈善院, p.6.
- 16) 窪与一郎 (1917) : 前掲書. p.71.
- 17) 加越能時報編輯所編 (1911) : 加越能時報. (234), p.35.
- 18) 小野慈善院 (1920) : 財団法人小野慈善院.
- 19) 窪与一郎 (1917) : 前掲書. p.5.
- 20) 窪与一郎 (1917) : 前掲書. p.58.
- 21) 小野慈善院 (1931) : 小野慈善院収容者名簿. 小野陽風園所蔵.
- 22) 窪与一郎 (1917) : 前掲書. p.59.
- 23) 窪与一郎 (1917) : 前掲書. pp.56-58.
- 24) 窪与一郎 (1917) : 前掲書. p.59.
- 25) 石川県教育会編 (1916) : 石川県学事関係職員録. 石川県教育会, p.41.
- 26) 石川県教育会編 (1918) : 石川県学事関係職員録. 石川県教育会, p.42.
- 27) 石川県教育会編 (1924) : 石川県学事関係職員録. 石川県教育会, p.52.
- 28) 窪与一郎 (1917) : 前掲書. p.59.
- 29) 若松文蔵編 (1937) : 前掲書. p.14.
- 30) 小野慈善院 (1938) : 財団法人小野慈善院一覽.
- 31) 若松文蔵編 (1937) : 前掲書. p.14.
- 32) 小野慈善院 (1941) : 財団法人小野慈善院.
- 33) 若松文蔵 (不明) : 参考書綴. 小野陽風園所蔵.
- 34) 小野慈善院 (1946) : 報告綴 (自昭和14年至昭和21年). 小野陽風園所蔵.
- 35) 若松文蔵 (1937) : 前掲書. p.14.
- 36) 若松文蔵 (1937) : 前掲書. p.14.
- 37) 小野慈善院 (不明) : 本院案内ノ概要. 第壹期小野慈善院書類, 小野陽風園所蔵.

- 38) 若松文蔵 (1937) : 前掲書. p.15.
- 39) 若松文蔵 (1937) : 前掲書. p.15.
- 40) 若松文蔵 (1937) : 前掲書. p.14.
- 41) 小野陽風園 (1961) : 社会福祉法人小野陽風園要覧.
- 42) 石川県特殊教育百年史編さん委員会編 (1981) : 石川県特殊教育百年史. 石川県教育センター, p.104, pp.449-454
- 43) 小野陽風園 (1949) : 財団法人小野陽風園一覽.
- 44) 石川県 (1958) : 石川県社会福祉要覧. 石川県, p.108.
- 45) 小野陽風園 (1949) : 前掲書.
- 46) 小野陽風園 (1954) : 社会福祉法人小野陽風園要覧.
- 47) 小野陽風園 (1961) : 社会福祉法人小野陽風園要覧.
- 48) 小野陽風園 (1951) : 社会福祉法人小野陽風園事業一覽.
- 49) 小野陽風園 (1951) : 前掲書.
- 50) 小野陽風園 (1965) : 要覧.
- 51) 小野陽風園 (1966) : 要覧.
- 52) 小野陽風園 (1969) : 要覧.
- 53) 小野陽風園 (1961) : 前掲書.
- 54) 金沢市教育委員会編 (1956) : 昭和31年版教育要覧. 金沢市教育委員会, pp.23-24.
- 55) 金沢市教育委員会編 (1957) : 昭和32年版教育要覧. 金沢市教育委員会, pp.25-26.
- 56) 石川県特殊教育百年史編さん委員会編 (1981) : 前掲書. p.104.
- 57) 石川県特殊教育百年史編さん委員会編 (1981) : 前掲書. p.449.
- 58) 石川県 (1958) : 前掲書. p.109.
- 59) 小野慈善院 (1941) : 財団法人小野慈善院一覽.
- 60) 小野慈善院 (1947) : 財団法人小野慈善院一覽.
- 61) 小坂与繁 (1991) : 金沢が生んだ福祉の祖「小野太三郎伝」. 北國新聞社, p.10.
- 62) 和田文次郎 (1934) : 小野君慈善録. 共潤会, (1890, 再版), pp.1-2.
- 63) 和田文次郎 (1934) : 前掲書. pp.2-3.
- 64) 窪与一郎 (1917) : 前掲書. p.6.
- 65) 和田文次郎 (1934) : 前掲書. pp.5-6.
- 66) 和田文次郎 (1934) : 前掲書. pp.6-7.
- 67) 和田文次郎 (1934) : 前掲書. p.7.
- 68) 窪与一郎 (1917) : 前掲書. p.222.
- 69) 和田文次郎 (1934) : 前掲書. pp.7-8.
- 70) 和田文次郎 (1934) : 前掲書. p.37.
- 71) 和田文次郎 (1934) : 前掲書. p.8.
- 72) 北國新聞社編 (1968) : 「風雪の碑」現代史を刻んだ石川県人たち. 北國新聞社, p.92.
- 73) 和田文次郎 (1934) : 前掲書. p.11.
- 74) 和田文次郎 (1934) : 前掲書. p.12.
- 75) 和田文次郎 (1934) : 前掲書. p.13.

- 76) 和田文次郎 (1934) : 前掲書. p.14.
- 77) 和田文次郎 (1934) : 前掲書. pp.21-22.
- 78) 和田文次郎 (1934) : 前掲書. pp.38-39.
- 79) 和田文次郎 (1934) : 前掲書. p.24.
- 80) 和田文次郎 (1934) : 前掲書. p.27.
- 81) 窪与一郎 (1917) : 前掲書. pp.12-13.
- 82) 小坂与繁 (1991) : 前掲書. p.128.
- 83) 小坂与繁 (1991) : 前掲書. p.128.
- 84) 窪与一郎 (1917) : 前掲書. p.5.
- 85) 窪与一郎 (1917) : 前掲書. pp.12-13.
- 86) 窪与一郎 (1917) : 前掲書. pp.3-4.
- 87) 窪与一郎 (1917) : 前掲書. p.13.
- 88) 窪与一郎 (1917) : 前掲書. p.13.
- 89) 加越能時報編輯所編 (1912) : 加越能時報. (244), 加越能時報社, p.41.
- 90) 加越能時報編輯所編 (1912) : 前掲書. p.41.
- 91) 加越能郷友会編 (1901) : 加越能郷友会雑誌. (140), p.26.
- 92) 和田文次郎 (1934) : 前掲書. pp.35-36.
- 93) 横山源之助 (1985) : 前掲書. p.71.
- 94) 和田文次郎 (1934) : 前掲書. p.37.
- 95) 横山源之助 (1985) : 前掲書. p.75.
- 96) 小坂与繁 (1991) : 前掲書. p.22.
- 97) 北國新聞社編 (1968) : 前掲書. p.97.
- 98) 北國新聞社編 (1968) : 前掲書. p.92.
- 99) 北國新聞社 (1912) : 北國新聞. (6800), p.7.
- 100) 和田文次郎 (1934) : 前掲書. p.2.
- 101) 和田文次郎 (1934) : 前掲書. p.2.
- 102) 和田文次郎 (1934) : 前掲書. p.3.
- 103) 北國新聞社編 (1968) : 前掲書. p.92.
- 104) 小坂与繁 (1991) : 前掲書. p.30.
- 105) 和田文次郎 (1934) : 前掲書. p.8.
- 106) 和田文次郎 (1934) : 前掲書. p.22.
- 107) 和田文次郎 (1934) : 前掲書. p.9.
- 108) 和田文次郎 (1934) : 前掲書. p.23.
- 109) 和田文次郎 (1934) : 前掲書. pp.34-35.
- 110) 和田文次郎 (1934) : 前掲書. pp.24-25.
- 111) 小坂与繁 (1991) : 前掲書. p.17.
- 112) 木村武夫 (1974) : 日本近代社会事業史. ミネルヴァ書房, (第11刷), p.42.
- 113) 木村武夫 (1974) : 前掲書. p.18.
- 114) 和田文次郎 (1934) : 前掲書. pp.30-32.

- 115) 小坂与繁 (1991) : 前掲書. p.17.
- 116) 横山源之助 (1985) : 前掲書. pp.73-74.
- 117) 和田文次郎 (1934) : 前掲書. 序文.
- 118) 和田文次郎 (1934) : 前掲書. p.32.